

大阪地方裁判所 令和●●年(○○)第●●号 所得税更正処分取消等請求事件

国側当事者・国(旭税務署長事務承継者神田税務署長)

令和4年11月30日棄却・控訴

判 決

原告	甲
被告	国
同代表者法務大臣	齋藤 健
処分行政庁	旭税務署長事務承継者神田税務署長
	山下 功起
同指定代理人	田中 浩司
	石田 隆邦
	中村 拓史
	高梨 晃弘
	中藤 修治
	山崎 陽子

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 処分行政庁が平成30年1月24日付けでした原告の平成24年分の所得税の更正処分のうち総所得金額579万2336円、納付すべき税額マイナス92万3480円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分を取り消す。
- 2 処分行政庁が平成30年1月24日付けでした原告の平成25年分の所得税及び復興特別所得税の更正処分のうち総所得金額596万0076円、納付すべき税額マイナス104万8397円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分を取り消す。
- 3 処分行政庁が平成30年1月24日付けでした原告の平成26年分の所得税及び復興特別所得税の更正処分のうち総所得金額646万4904円、納付すべき税額マイナス55万7494円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、弁理士業務を営む原告が、処分行政庁から、平成24年分の所得税並びに平成25年分及び平成26年分の所得税及び復興特別所得税(以下、平成24年分から平成26年分までを「本件各年分」といい、上記各税を「本件各年分の所得税等」という。)について、本件各年分の事業所得の総収入金額及び必要経費の金額に誤りがある、すなわち、売上げの計上漏れ及び必要経費の過大計上があるなどとして、本件各年分の所得税等の各更正処分(以

下「本件各更正処分」という。また、本件各更正処分のうち、平成24年分のものを「本件平成24年分更正処分」といい、平成25年分のものを「本件平成25年分更正処分」といい、平成26年分のものを「本件平成26年分更正処分」という。)及び各過少申告加算税賦課決定処分(以下、「本件各賦課決定処分」といい、本件各更正処分と併せて「本件各処分」という。)を受けたところ、本件各処分について、本件各年分の所得税等の税務調査に手続上の違法があり、また、原告の収入ではない他者の売上げが原告の事業所得に係る総収入金額に算入されているなどとして、本件各処分(本件各更正処分については各申告額を超える部分)の取消しを求める事案である。

## 1 法律の定め

- (1) 国税通則法(以下「通則法」という。)74条の11第2項は、国税に関する調査の結果、更正決定等をすべきと認める場合には、当該職員は、当該納税義務者に対し、その調査結果の内容(更正決定等をすべきと認めた額及びその理由を含む。)を説明するものとする規定する。
- (2) 所得税法27条1項は、事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業で政令で定めるものから生ずる所得(山林所得又は譲渡所得に該当するものを除く。)をいうと規定し、同条2項は、事業所得の金額は、その年中の事業所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額とする規定する。

## 2 前提事実(争いのない事実、顕著な事実及び後記の証拠(枝番号のある書証について特に明記しない限り枝番号を含む。以下同じ。)により容易に認められる事実)

### (1) 原告及び株式会社A

ア 原告は、弁理士として「B」の屋号で特許事務所を経営し、国内特許及び国際特許の出願申請、特許異議の申立て並びに技術翻訳等の業務に従事している(争いのない事実。以下、原告が経営する特許事務所に係る事業を「本件事業」という。)

イ 株式会社A(以下「A社」という。)は、平成22年8月●日、翻訳、翻訳者の派遣及びマネジメント業並びに日本語・外国語の文書作成業務等を目的として設立された(甲41、乙28)。

原告の長女である乙(以下「乙」という。)が、A社の代表者を務めている(甲41、乙25、28)。

### (2) 本件各年分の所得税等に係る確定申告、税務調査及び本件各処分の経緯(別表2「課税の経緯(所得税等)」(なお、別表1は欠番である。)参照)

ア 原告は、本件各年分の所得税等について、いずれも法定申告期限内に、原告の当時の住所地(大阪市都島区)を所轄する旭税務署長に対し、確定申告をした(乙1から3まで。以下、原告が提出した本件各年分の所得税等の確定申告書を、順次、「本件平成24年分確定申告書」、「本件平成25年分確定申告書」及び「本件平成26年分確定申告書」という。)

イ 大阪国税局の調査担当職員(以下「本件調査担当者」という。)は、平成27年10月6日、原告の本件各年分の所得税等に関する調査(以下「本件調査」という。)を開始した(甲21)。

本件調査においては、本件調査担当者から平成28年1月27日時点での問題点を整理した表により問題点が指摘されたが(どの書面に基づきどのような対処がされたのかは争

いがある。)、本件調査に係る通則法74条の11第2項所定の調査結果の内容の説明(以下「本件調査結果説明」という。)はされなかった。

ウ 旭税務署長は、平成30年1月24日付けで、原告に対し、本件各処分をした(甲9から11まで)。

エ 原告は、平成30年3月30日、本件各処分を不服として、国税不服審判所長に対し、審査請求をしたところ、国税不服審判所長は、平成31年3月26日付けで、これを棄却する旨の裁決をした(甲21)。

### (3) 本件訴えの提起

原告は、令和元年9月26日、本件訴えを提起した(顕著な事実)。

原告は、本訴係属中に肩書地に転居し、同所を所轄する神田税務署長が処分行政庁としての事務を承継した(顕著な事実)。

### 3 本件各処分の適法性に関する被告の主張

別紙「被告の主張する本件各処分の適法性」記載のとおりである。なお、同別紙において定める略称等は、以下においても用いることとする。

原告は、本件訴訟において、後記4の争点に関する部分を除き、その計算の基礎となる金額及び計算方法を争っていない(第7回口頭弁論調書参照)。

### 4 争点

(1) 本件調査の終了の際の手續が通則法74条の11第2項に違反するか、同項に違反するとして本件各処分を取り消すべき違法があるか。

(2) 被告の主張する原告の事業所得に係る総収入金額には、原告の収入ではないA社の売上げ(A社の収入)が計上されているか。

(3) 本件調査において本件調査結果説明がされず、本件調査担当者からは「国税局調査による指摘事項」と題する書面(甲19、37、40。以下「本件指摘事項」という。)に基づく説明がされたことから、原告の本件各年分の「課税される総所得金額」は、本件指摘事項記載の金額に基づき算出されることになるかといえるか。

### 5 争点に関する当事者の主張

(1) 争点(1)(本件調査の終了の際の手續が通則法74条の11第2項に違反するか、同項に違反するとして本件各処分を取り消すべき違法があるか。)について

(原告の主張)

ア 本件調査担当者(大阪国税局の調査担当職員)は、原告に対し、本件調査結果説明をしなかった。

したがって、本件調査は、通則法74条の11第2項に違反する。そして、本件調査において本件調査結果説明が原告に対して一切行われなかったことは、本件各処分の取消事由に該当する。

イ 被告は、調査結果の内容の説明を行わなかったことについて合理的な理由がある場合には、通則法74条の11第2項違反はないと主張するが、そのような解釈が正当とされる余地はない。

ウ 被告は、原告が本件調査担当者による本件調査結果説明のための日程調整等の依頼にあえて応じなかったと主張する。しかし、本件調査担当者から、1年以上も音沙汰がなかったところ、いきなり連絡があり、原告としては、日程調整に関し、年末年始を避けて欲し

いという要望をしたにすぎない。原告は、本件調査担当者による日程調整の依頼に応じなかったわけではなく、本件調査結果説明を受ける機会を放棄したわけでもない。

(被告の主張)

ア 通則法74条の11第2項所定の調査結果の内容の説明(以下「調査結果説明」という。)が行われなかった場合であっても、そのことに合理的な理由がある場合には同項に反する違法はないと解される。

原告は、本件調査担当者による本件調査結果説明に関する日程調整等の依頼にあえて応じず、本件調査結果説明を受ける機会を自ら放棄したというべきであり、本件調査において本件調査結果説明が行われなかったことに合理的な理由がある。

したがって、本件調査には、同項に反する違法はない。

イ 仮に、本件調査において本件調査結果説明が行われなかったことが調査手続の瑕疵と評価されるとしても、調査手続の瑕疵は、重大な違法を帯びる場合に限り、課税処分の取消事由となるものと解すべきであり、当該瑕疵は本件各処分の取消事由とはなり得ない。

ウ したがって、本件各処分は適法である。

(2) 争点(2)(被告の主張する原告の事業所得に係る総収入金額には、原告の収入ではないA社の売上げ(A社の収入)が計上されているか。)について

(原告の主張)

ア 被告の主張する原告の事業所得に係る総収入金額には、次のA社からの業務請負収入金額が算入されているが、これはA社の売上げすなわちA社の収入であり、原告の収入ではない。なお、本件各更正処分において、原告が納付すべき所得税等の金額が高額になっているのは、A社の売上げが原告の収入に含めて計算される一方で、A社の経費(損金)が原告の必要経費として認められていないためである。

平成24年分のA社の売上げ

9235万8055円(金額につき別表6-7参照)

平成25年分のA社の売上げ

1億0348万9685円(金額につき別表7-6参照)

平成26年分のA社の売上げ

1億1380万6242円(金額につき別表8-7参照)

イ 前記アによれば、本件各年分における原告の事業所得に係る総収入金額は、次のとおりとなる。

平成24年分 2億2879万5043円

(計算式) 3億2115万3098円(被告の主張する総収入金額の額。別紙「被告の主張する本件各処分の適法性」記載1(1)ア(ア)参照)

-9235万8055円

平成25年分 2億2066万1476円

(計算式) 3億2415万1161円(被告の主張する総収入金額の額。同別紙記載1(2)ア(ア)参照)

-1億0348万9685円

平成26年分 2億0768万2568円

(計算式) 3億2148万8810円 (被告の主張する総収入金額の額。同別紙記載  
1 (3) ア (ア) 参照)

－1億1380万6242円

(被告の主張)

原告がA社の売上げすなわちA社の収入であって原告の収入ではないと主張する業務請負収入金額は、原告とA社との間の業務委託契約に基づく報酬としてA社から原告に対して支払われたものであるから、いずれも原告の事業所得に係る収入に当たることは明らかである。

したがって、本件各処分は適法である。

(3) 争点 (3) (本件調査において本件調査結果説明がされず、本件調査担当者からは本件指摘事項に基づく説明がされたことから、原告の本件各年分の「課税される総所得金額」は、本件指摘事項記載の金額に基づき算出されることになるか。) について

(原告の主張)

本件調査担当者が本件調査に基づき本件各年分の所得税等について作成したものが、本件指摘事項である。原告は、平成28年1月27日頃、本件調査担当者との間で、本件指摘事項を基に話し合いをし、その際、本件調査担当者に対し、必要であれば、修正申告をすると伝えた。しかし、本件調査担当者から、調査中に修正申告をするとややこしくなるので修正申告をしないようにと指摘された。

上記話し合いの後、本件調査担当者から、まだ提出していない必要経費に関する書類があれば提出するようという指示があった。原告は、クレジットカードの引き落としに必要経費に該当する支払があり、これを裏付ける書類があるのに、これを提出していなかったから、その書類を提出すると伝えた。そうすると、本件調査担当者から、クレジットカードの引き落としに係る必要経費該当性について、項目ごとに「○」「×」「？」の印を付けて回答するように求められたため、原告は、これに応じて、期限内に回答をした。

原告が上記回答を提出した後、本件調査担当者は、不明点や必要経費該当性が分からない部分については再度質問等を行うことになるとして、調査を進行すると回答した。しかし、本件調査担当者は、調査を進行すると回答した後、原告に対し、クレジットカードに係る必要経費該当性の調査結果や調査の途中経過の回答をせず、本件調査において本件調査結果説明もしなかった。

その後、本件各更正処分がされたところ、本件各更正処分の内容と本件指摘事項の内容は、金額が大きく異なっていた。

本件調査において本件調査結果説明がされていないのであるから、少なくとも、原告が説明を受けた本件指摘事項の範囲でのみ課税処分がされるべきである。

そうすると、課税される総所得金額は、次のとおりとなる。

平成24年分 6542万1000円

(計算式) 579万2336円 (平成24年分確定申告における総所得金額。別表2  
参照)

＋6162万5864円 (本件指摘事項における平成24年分の増加額)

－199万6412円 (平成24年分確定申告における所得控除額の合計。別  
表2参照)

(1000円未満切捨て。通則法118条1項)

平成25年分 4819万3000円

(計算式) 596万0076円 (平成25年分確定申告における総所得金額。別表2参照)

+ 4426万3138円 (本件指摘事項における平成25年分の増加額)

- 202万9473円 (平成25年分確定申告における所得控除額の合計。別表2参照)

(1000円未満切捨て)

平成26年分 3482万2000円

(計算式) 646万4904円 (平成26年分確定申告における総所得金額。別表2参照)

+ 3032万6070円 (本件指摘事項における平成26年分の増加額)

- 196万8845円 (平成26年分確定申告における所得控除額の合計。別表2参照)

(1000円未満切捨て)

(被告の主張)

ア 本件調査担当者は、平成28年1月27日、原告の関与税理士であった丙税理士(以下「丙税理士」という。)と面接し、丙税理士に対し、同日までに行った調査において把握した問題点を整理した表(乙70。以下「本件整理表」という。)を提示した。本件指摘事項は、本件調査担当者が作成したものではなく、これを原告ないし丙税理士に提示したこともない。本件整理表と本件指摘事項の記載内容がほぼ同一であること等からすると、本件指摘事項は、丙税理士が本件整理表の内容を基にして、原告に説明するために作成したものである可能性が極めて高い。

本件指摘事項は、本件調査担当者が作成したものではないから、前記(原告の主張)記載の原告の主張は、その前提を欠くものである。

イ もっとも、本件調査担当者が本件整理表を作成して丙税理士に提示するなどした事実はある。この点で、原告の主張が、原告の本件各年分の「課税される総所得金額」が本件整理表記載の金額に基づき算出されるべきである旨の主張であるとしても、次のとおり、この主張には理由がない。

すなわち、本件整理表は、本件調査担当者が、本件調査が継続中の平成28年1月27日時点において把握した問題点を整理した表であって、本件整理表に記載した税額等も、その時点において判明していた事実等に基づき算出されたものにすぎない。納税者が納付すべき税額は、納税義務の成立後、国税に関する法律の定める手続を経て確定するものである(通則法15条1項)。税務調査が終了していない時点において判明していた事実等に基づき算出された税額等をもって、納付すべき税額が確定することはないので、上記主張には理由がない。

ウ したがって、本件各処分は適法である。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 認定事実

後記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 原告とA社との間の業務委託契約

ア 原告及びA社は、平成23年9月2日付けで、以下の内容の業務委託契約（以下「本件業務委託契約」という。）を締結した（甲5の1）。

(ア) A社は、A社が受注した翻訳業務及びこれに付随する一切の業務等の全部又は一部を原告に委託し、原告はこれを受託する（本件業務委託契約に係る契約書2条1項。以下、本件業務委託契約に基づき、A社が原告に委託する業務を「本件委託業務」という。）。

(イ) A社は、原告に対し、本件委託業務の対価として、A社の毎月の売上金の87%に相当する額を、現金手渡しの方法により支払う（同契約書3条1項及び2項）。

経済事情の変動等により、上記対価が不相当となったときは、原告及びA社が協議の上、これを改定できるものとする（同契約書3条3項）。

(ウ) 本件業務委託契約の有効期間は、本件業務委託契約の締結の日から1年とし、契約期間満了の日の3か月前までに、原告及びA社のいずれからも何ら申出のない場合は、本件業務委託契約と同一条件で更に1年間更新するものとし、以後も同様とする（同契約書7条）。

イ 原告は、本件業務委託契約に基づき、A社から技術翻訳や特許翻訳に係る外注を受け、外部の翻訳業者や翻訳者に翻訳させ、A社からその売上金の87%に相当する金額を業務請負の報酬（本件委託業務の対価）として受領していた（弁論の全趣旨）。

(2) 原告の収入や必要経費に関する本件調査担当者と原告及び原告の税理士との間でのやり取り

本件調査担当者は、平成27年10月6日、本件調査を開始した（前記前提事実（2）イ）。

本件調査の開始後1年以上の期間にわたって、本件調査担当者と原告及び原告の税理士との間で、原告の収入や必要経費についてやり取りがされた（弁論の全趣旨）。当該やり取りの一部は、以下のとおりである。

ア 本件調査担当者は、平成28年1月6日、原告の関与税理士であった丁税理士（以下「丁税理士」という。）と面接した。丁税理士は、平成27年12月に新たに本件調査に関与することとなったところ、本件調査における問題点について原告から説明を受けておらず、前任の関与税理士から引継ぎも受けていないと述べた。本件調査担当者は、丁税理士に対し、本件調査において把握した問題点を説明しようとしたところ、丁税理士にその後の予定があったため、上記問題点の一部について説明したにとどまった。

本件調査担当者は、平成28年1月15日、丁税理士と面接し、本件調査において把握した問題点を改めて説明するなどした。本件調査担当者は、丁税理士に対し、必要経費の業務関連性等について同月末までに回答するよう依頼した。丁税理士は、同月末までに回答するのは難しいと思うが、その場合には途中経過を回答する旨述べた。

その後しばらくして、丁税理士は、原告から解任された。

(乙63)

イ 本件調査担当者は、同月27日、新たに本件調査に関与することとなった丙税理士と面接し、丙税理士に対し、本件整理表（乙70。本件調査担当者が同日までに行った調査において把握した問題点を整理した表）を提示した上で、本件調査担当者が同日までの調査において把握した問題点を説明するなどした。その際、本件調査担当者は、丙税理士に対

し、本件整理表を提示したが、本件整理表ないしその写しを交付しなかった。一方、丙税理士は、原告に説明するための記録を残したいとして、本件整理表の内容を書き写した。そして、本件調査担当者は、丙税理士に対し、丁税理士に必要な経費の業務関連性等について同月末までに回答するよう依頼したことを伝えた上で、丙税理士にも同様の依頼をした。

丙税理士は、同月28日、本件調査担当者に電話をし、上記問題点の一部について再度の説明を求めた。本件調査担当者は、これに応じて説明をした。

本件調査担当者が、同年2月1日、丙税理士に電話をしたところ、丙税理士は、本件調査担当者に対し、同年1月29日に原告と面接し、本件調査担当者が同月27日に丙税理士に説明した上記問題点を原告に説明した旨等を述べた。

本件調査担当者は、同年2月4日、丙税理士と面接し、丙税理士に対し、同年1月27日に依頼した事項等について、同年2月19日までに回答するように依頼した。丙税理士は、確認する事項が多いため、同日までに回答できるか分からない旨述べた。

その後、本件調査担当者は、丙税理士と複数回面接し、進捗状況を確認するなどした。

本件調査担当者は、同月26日、原告の事務所において、丙税理士及び乙と面接した。原告は、同事務所内にいたが、体調が悪く、本件調査担当者とは面接できないとして、乙が対応することとなった。本件調査担当者は、丙税理士等から、依頼していた事項に関する回答を受け、その回答内容を確認するなどした。

(乙63、70、71、弁論の全趣旨)。

ウ 原告の関与税理士と本件調査担当者との折衝の結果、原告は、同年4月15日頃、本件調査担当者から、カードの使用明細書等を基に作成した表を示され、項目ごとに業務関連性の有無を回答するように求められた。

そのため、原告は、上記表の項目ごとに、業務関連性があると考えたものに「○」印を、業務関連性がないと考えたものに「×」印を、業務関連性の有無が不明であると考えたものに「？」印をそれぞれ付けるなどし、その表を本件調査担当者に提出した。

その後も、原告の関与税理士と本件調査担当者との間で、上記表を基に何度も折衝が行われた。

(甲20、弁論の全趣旨)

(3) 本件調査結果説明に関する原告と本件調査担当者との間のやり取り

ア 本件調査担当者は、原告に本件調査結果説明を実施するため、平成29年11月27日、原告に電話をし、原告に対し、本件調査の終了に向けて面会して説明したいことがあるとして、本件調査結果説明の日程調整を依頼したところ、原告は、「こちら忙しいし。消費税の還付についてはどうなっているのか。きちんと計算したら還付になると言ったはずだし、何を説明するのか、その前に、こちらの質問に答えるべきです。」と述べた。本件調査担当者が、原告に対し、売上げや経費について検討した結果を説明する旨及び消費税についても同様に説明する旨述べたところ、原告から経理担当という者へと電話の応対者が替わり、その者は、本件調査担当者に対し、本件調査に時間が掛かっている理由を尋ねるなどした上で、本件調査担当者が嘘つきであるなどと述べ、嘘つきに話す必要はないとして、電話を切った。

(乙5、6)

イ 本件調査担当者は、本件調査結果説明の日程調整をするため、同月28日、原告に電話

をしたが、応答した事務員から、原告は不在であるとの回答を受けたため、同事務員に対し、翌日に改めて電話すると伝えた。

(乙5、7)

ウ 本件調査担当者は、本件調査結果説明の日程調整をするため、同月29日、原告に電話をし、原告に対し、調査結果説明について説明を始めたところ、原告が、突然激高してこれを遮り、「〇×を付けさせたことについて返事もらっていない。」「消費税も還付すると言ったのにまだ還付がない。」と述べた。本件調査担当者は、原告に対し、法令の定めに基づき原告に本件調査結果説明をするとして日程調整を依頼したが、原告は、「まだ調査も終わっていないのに、終了の手続とは何事か。」と述べ、電話を切った。

(乙5、8)

エ 本件調査担当者は、本件調査結果説明の日程調整をするため、同年12月1日に2回、同月4日に1回、同月5日に3回、原告に電話をしたが、応答した事務員から、原告が来客対応中であり、多忙であり、又は不在であることを理由として電話に出ることができないと回答され、原告と話をすることができなかった。本件調査担当者は、上記事務員に対し、原告に本件調査担当者に電話するよう伝えるよう依頼したが、原告は、本件調査担当者に電話を掛けなかった。

(乙5、9)

オ 本件調査担当者は、本件調査結果説明を行うため、同月6日午前10時7分頃、大阪市都島区所在の原告の事務所を訪れたが、応対した事務員から、原告はまだ出社しておらず、いつ頃出社するかも分からないとの回答を受けたため、同事務員に改めて訪れる旨伝え、上記事務所から立ち去った。

本件調査担当者は、同日午後1時17分頃、再び上記事務所を訪れたが、応対した事務員から、上記と同様の回答を受けた。そのため、本件調査担当者は、同事務員に対し、同日付けの「連絡せん」と題する書面（以下「本件第1連絡せん」という。）を、原告に渡すよう依頼した上で手交した。本件第1連絡せんには、①本件調査結果説明等をするために同日訪れたが不在であった旨、②本件調査結果説明等をするため、同月8日午前10時頃に訪れるので在室しておいて欲しい旨、③都合が悪い場合は、本件調査担当者に対し、同月7日午後5時までに連絡して欲しい旨が記載されていた。

本件調査担当者は、同月6日午後1時25分頃、原告の事務員からの電話を受けたところ、同事務員は、本件調査担当者に対し、他の事務員が本件第1連絡せんを受け取ったところ、従前から原告は年内の対応が難しいと伝えていた旨、消費税の還付や経費の金額についての答えがない旨、以前に書類を出せと言われて、従業員一同必死になって作業して、経費の内容を提出したのに10か月も連絡がなく、その作業のせいで心療内科に通うようになった従業員や不眠症になった従業員がいる旨等を述べた。本件調査担当者は、同事務員に対し、年内の日程は無理であるとしても、日程調整の連絡を取りたい旨等を述べた。これに対し、同事務員は、原告が聞きたいことについて触れられていない旨、話し合いを拒否しているわけではなく、年内は日程調整が難しいことは伝えている旨、原告が聞きたいことは、リース料や人件費等の経費のことと、消費税の還付がいくらになるかということである旨を述べ、電話を切った。

(乙5、10、11)

カ 本件調査担当者は、本件調査結果説明を行うため、同月8日午前10時頃、前記事務所を訪れ、応対した事務員に対し、本件第1連絡せん記載のとおり訪れたことを伝えたところ、同事務員から、原告は不在である旨の回答を受けた。そのため、本件調査担当者は、同事務員に対し、同日付けの「連絡せん」と題する書面（以下「本件第2連絡せん」という。）を、原告に渡すよう依頼した上で手交した。本件第2連絡せんには、①本件調査結果説明等をするために同日訪れたが不在であった旨、②これまで再三にわたり日程調整の連絡をしたが、多忙を理由として本件調査結果説明等ができていない状況となっている旨、③本件調査結果説明等を行うため、都合が良い日時を連絡して欲しい旨、④同月12日午後5時までに都合が良い日時の連絡がない場合は、本件調査の結果に基づき更正等の通知を行うこととなる旨が記載されていた。

本件調査担当者は、同月8日午前10時5分頃、原告の事務員からの電話を受けたところ、同事務員から電話を替わった原告は、本件調査担当者に対し、「1月に資料を送ったのに何も計算しないでにおいて、調査に協力しないとは何事だ。」、「〇×とかさせといて、資料も送らせといて10か月もその回答がない。」、「消費税を還付するというのもそっちが言ったことではないか。」などと述べた。本件調査担当者は、その回答も含めて説明したいので、日程調整を依頼している旨述べたところ、原告は、東京での裁判もあり、年末は忙しい旨述べた。本件調査担当者は、年明けでも構わないので日程調整をして欲しいと述べたが、原告は、年末は忙しい旨述べ、電話を切った。

本件調査担当者は、同日午前10時22分頃、原告の事務員から電話を受けた。同事務員は、本件調査担当者に対し、本件第2連絡せんに、同月12日午後5時までに日程調整の連絡をするように書いてあったため電話をしたところ、年末年始は忙しいので、年が明けたら連絡ができると思うと述べた。本件調査担当者が、同事務員に対し、具体的に年明けのいつ頃になるか分かるかと尋ねたところ、同事務員は、今はめどが立たず、いつとは言えない旨述べた。本件調査担当者は、同事務員に対し、年明けであれば、平成30年1月4日から本件調査担当者に電話がつながるので、それ以降に連絡するように依頼した。

原告及び原告の事務員は、平成29年12月8日午前11時5分頃、大阪国税局納税者支援調整官に電話をし、本件調査担当者の対応について苦情の申立てをした。これを受けて、本件調査担当者は、原告に電話をしたが、原告が不在であったことから、原告の事務員に対し、原告に折り返し電話をするように伝えるよう依頼した。

本件調査担当者は、同日午前11時45分頃、原告からの電話を受け、原告に対し、①年明けの平成30年1月4日及び同月5日に日程調整の連絡をして欲しいこと、②原告と会って本件調査結果説明を行う日を同月9日から同月17日までの間で調整して欲しいこと、③同月5日までに連絡がない場合は、本件調査の結果に基づき更正処分をすることを、依頼ないし説明したところ、原告は、年末年始は忙しいので、同月4日や同月5日に連絡するのは難しい旨を一旦は回答したものの、本件調査担当者が、連絡がない場合は本件調査の結果に基づき更正処分をすることになるため、必ず連絡して欲しい旨改めて依頼ないし説明したところ、原告は、これを了承した。

本件調査担当者は、平成29年12月8日午後0時5分頃、原告の事務員からの電話を受けた。同事務員は、原告から平成30年1月4日及び同月5日は出張のため電話できないと伝えるように言われたと述べた。これに対し、本件調査担当者は、同事務員に対し、

原告が多忙であることは承知しているが、電話で日程調整をするだけなので必ず期限を守って欲しいと述べるとともに、同月9日から同月17日までの間で会える日を調整した上で、必ず期限までに連絡するよう、原告に伝えるよう依頼したところ、同事務員は、これを了承した。

(乙5、12から16まで)

キ 本件調査担当者は、平成29年12月12日、前記事務所を訪れ、応対した事務員に対し、前記カの同月8日に原告に電話で説明した内容を文書にまとめて持参した旨伝えたところ、同事務員から、原告は不在である旨の回答を受けた。そのため、本件調査担当者は、同事務員に対し、同月12日付けの「連絡せん」と題する書面（以下「本件第3連絡せん」という。）を、原告に渡すよう依頼した上で手交した。本件第3連絡せんには、①本件第2連絡せんにおいて連絡期日を同月12日としていたが、原告から年末は多忙であるとの申出があったため、当該期日を延期する旨、②平成30年1月9日から同月17日までの間で本件調査結果説明等ができる都合の良い面接日時を、同月4日又は同月5日に連絡して欲しい旨、③同月5日までに連絡がない場合は、本件調査の結果に基づき更正等の通知を行うこととなる旨が記載されていた。

なお、本件調査担当者は、このとき、不在とされていた原告が前記事務所内にいることを現認した。

(乙5、17)

ク 本件調査担当者は、前記カ及びキのとおり、電話及び本件第3連絡せんをもって、原告に対し、同月4日又は同月5日に連絡するよう依頼し、原告も一旦はこれを了承していたが、原告は、同月4日及び同月5日いずれの日にも、本件調査担当者に連絡をしなかった。

本件調査担当者は、上記両日以降、本件各処分に係る各通知書の送達日である同月24日まで、原告から連絡を受けることはなかった。

(乙5、18)

ケ 原告は、本件調査結果説明を受けることなく、同日付けで、本件各処分を受けた（弁論の全趣旨）。

2 争点（1）（本件調査の終了の際の手續が通則法74条の11第2項に違反するか、同項に違反するとして本件各処分を取り消すべき違法があるか。）について

(1) 判断枠組み

税務調査は、租税の公平かつ確実な賦課徴収のために課税庁が課税要件の内容を構成する具体的事実の存否等を調査するための手續であり、課税要件そのものではないから、税務調査の手續に違法があるからといって、このことから直ちに課税処分の取消事由になるのではなく、当該調査が刑罰法規に触れたり公序良俗に反したりするような方法で行われたなどの税務調査の手續に重大な違法がある場合に限り、課税処分の取消事由になると解するのが相当である。

(2) 検討

ア 原告は、前記認定事実（3）ケのとおり、本件調査結果説明（本件調査に係る通則法74条の11第2項所定の調査結果説明）を受けることなく、本件各処分を受けたことが認められる。

しかしながら、前記認定事実（3）によれば、その経緯は、本件調査担当者が、何回に

もわかって、電話及び書面（本件第1連絡せん、本件第2連絡せん及び本件第3連絡せん）等により、原告に対し、原告に配慮して1度は原告の日程調整の連絡期日の延期もした上で、本件調査結果説明を行う日程の調整を依頼するなどし、その日程を決めようとしていたにもかかわらず、原告において、自らの要望等を述べるなどしたのみで、上記の日程調整の依頼に誠実に対応しなかったことから、本件調査結果説明を行う日程が定まらず、その結果、本件調査結果説明が行われなかったというものであったと認められる。このような経緯に照らすと、本件調査結果説明が行われなかった主たる原因は原告にあるというべきであり、この点は、主に原告に帰責されるべきものであるといえる。

イ これに対し、原告は、本件調査担当者から1年以上も音沙汰がなかったところ、いきなり連絡があり、原告としては、日程調整に関し、年末年始を避けて欲しいという要望をしたにすぎないと主張する。その内容に鑑みれば、原告は、前記認定事実（3）に係る認定事実を積極的に争う趣旨ではなく、そのような認定事実を前提とした上で、原告が本件調査担当者と日程調整がつかないだけで、本件調査結果説明を受ける機会を放棄したわけではないと主張しているものと解される。

そこで検討するに、前記認定事実（3）のとおり、本件調査担当者は、平成29年11月27日から本件調査結果説明のために原告との日程調整を開始し、年末は多忙であるとの原告の回答を踏まえ、平成30年1月9日から同月17日までを候補日として提示し、そのいずれを選択するかを、年の明けた同月4日又は同月5日に連絡するよう申し入れ、原告も1度はこれを了承したことが認められる。本件調査担当者による上記対応は、原告の言い分を踏まえて年末の日程を避けるとともに、日程調整の回答自体も年明けでよいとするもので、原告の事情に相当程度の配慮をしたものであるといえることができる。

前記認定事実（3）ア、ウ、オ及びカのとおり、原告は、本件調査担当者に対し、消費税の還付や経費の認定についての回答がないことに憤りを感じていたことがうかがわれるところ、消費税の還付の可否は、本件調査の対象（本件各年分の所得税等に係る確定申告の適否）ではなく、経費の認定の可否は、まさに本件調査結果説明によって明らかにされるものである。したがって、原告による上記の憤りには一定の酌むべき事情が仮に存在していたとしても、そのことは、本件調査結果説明の日程調整に応じないことの正当な理由とはいえない。

確かに、原告の立場からすると、平成29年11月27日に日程調整が開始され、数次の交渉を経て平成30年1月9日から同月17日までを候補日とされ、年末年始を挟んで1か月半ほどの間に本件調査結果説明を受諾せざるを得ない状態に追い込まれたと感じたことは否定できない。しかし、通則法74条の11第2項の定める調査結果説明は、税務調査の結果として更正決定等を行う前提として定められた手続であり、換言すれば、調査結果説明がなければ（極論すれば調査結果説明を拒絶し続ければ）税務調査に基づく更正決定等がそれだけ遅れかねないこととなるのであるから、時間的な余裕を十二分にとることは困難な側面もある。

したがって、原告が本件調査結果説明の日程調整に応じなかったことに正当な理由はなく、本件調査結果説明の機会を原告自らが放棄したと受け止められてもやむを得ない事情があったといえる。

ウ そうすると、本件調査結果説明が行われなかった点について、通則法74条の11第2

項の本来の趣旨に適合していたといえるか否かはともかく、その主たる要因は原告が正当な理由なく本件調査担当者による日程調整に応じなかったことにあったといえるから、直ちにこれを違法というのは困難であるし、少なくとも、本件調査について、刑罰法規に触れたり公序良俗に反したりするような方法で行われたなどの税務調査の手續に重大な違法があったということはできない。

したがって、本件調査結果説明が行われなかったことは、本件各処分の取消事由とはならず、この点に関し、本件各処分に違法はない。

3 争点（２）（被告の主張する原告の事業所得に係る総収入金額には、原告の収入ではないA社の売上げ（A社の収入）が計上されているか。）について

（１）被告は、原告の事業所得に係る総収入金額に算入されるべきA社からの業務請負収入金額として、平成24年分について9235万8055円を（別表4-1、別表6-7参照）、平成25年分について1億0348万9685円を（別表4-2、別表7-6参照）、平成26年分について1億1380万6242円を（別表4-3、別表8-7参照）、それぞれ主張するのに対し、原告は、これらは、A社の売上げないし収入であり、原告の収入ではないと主張する。

そこで検討するに、前記認定事実（１）のとおり、原告は、本件業務委託契約に基づき、A社から、A社の売上金の87%に相当する金額を業務請負の報酬（本件委託業務の対価）として受領していたところ、これが、上記の被告の主張するA社からの業務請負収入金額に当たると認められる。また、証拠（乙69）によれば、A社の総勘定元帳には、上記の被告の主張するA社からの業務請負収入金額と同額の金額が、原告（B）に対する外注費として計上されていることが認められる。

以上によれば、上記の被告の主張するA社からの業務請負収入金額は、原告の事業所得に係る収入であると認められるので、原告の事業所得に係る総収入金額に算入されるべきものである。

したがって、これを前提とする本件各処分は、適法である。

（２）原告は、前記（１）のA社からの業務請負収入金額は、A社の売上げないし収入であり、原告の収入ではないと主張し、本件各更正処分において、原告が納付すべき所得税等の金額が高額になっているのは、A社の売上げが原告の収入に含めて計算される一方で、A社の経費（損金）が原告の必要経費として認められていないためであると主張するので、この点について改めて述べることとする。

ア 前記認定事実（１）の本件業務委託契約の内容等に照らし、A社及び原告のそれぞれの経理処理を説示すると、以下のとおりとなる。

まず、A社の経理処理について説示すると、A社が発注者から受注した翻訳業務等に係る報酬は、まさにA社が当該業務を履行した対価として受領するものであるから、A社の売上げ（収入）に計上される。他方、A社は、原告との間で本件業務委託契約を締結し、発注者から受注した翻訳業務等を原告に委託しているから、原告に委託した翻訳業務（本件委託業務）の履行の対価として原告に支払う報酬は、A社の外注費（費用）として計上されることとなる。

次に、原告の経理処理を説示すると、原告がA社から本件業務委託契約に基づき本件委託業務を受注し、これを履行する対価としてA社から受領する報酬は、原告にとっての売

上げ（収入）に計上される。原告は、本件業務委託契約に基づき事業として本件委託業務を履行しているから、当該売上げは原告の事業所得に係る収入の金額になることとなる。

すなわち、A社が発注者から翻訳業務等につき受領した報酬がA社にとって売上げ（収入）となり、その金額の一部（87%）に相当する金額が、原告との本件業務委託契約に基づき原告に委託した本件委託業務の履行の対価として原告に支払われることで、A社にとっては費用として計上され、これを本件委託業務の履行の対価（報酬）として受領する原告にとっては事業所得に係る売上げ（収入）となる。

このように、A社が、発注者からの売上金（収入）の金額の一部（87%）に相当する金額を、本件業務委託契約に基づき本件委託業務の対価（報酬）として原告に支払うことにより、金員としては同じものでありながら、A社にとっては費用として計上され、原告にとっては売上げ（収入）として計上されることは、何ら不合理ではない。

イ また、原告は、上記の原告の主張を裏付ける証拠として、A社作成の各請求書（甲39の1から甲39の40まで）を提出する。

これは、A社が受注した翻訳業務等に係るA社作成の発注者宛ての平成24年1月分の請求書であると認められるから、その請求書に従って発注者がA社に金員を支払えば、その金員はA社にとって売上げに計上されるべきものである。

証拠（乙69の1（A社の総勘定元帳））によれば、上記各請求書記載の金額の合計額（901万5052円）の87%に相当する金額（784万3095円）が、A社の総勘定元帳において、原告（B）に対する平成24年1月分の外注費として計上されていることが認められる。同金額は、本件業務委託契約に基づき本件委託業務の対価としてA社が原告に対して支払う金額がA社にとって費用として計上されることを前提としたものであり、A社が上記アにて説示した経理処理方法に基づいて記帳していることを示すものである。すなわち、A社は、A社が本件業務委託契約に基づき本件委託業務の対価として支払う金員が原告にとっての事業所得に係る売上げ（収入）として計上されることを前提としているといえる。

そうすると、上記各請求書は、上記の原告の主張を裏付けるものとはいえず、むしろ前記（1）の認定を裏付けるものといえる。

ウ 前記（1）のとおり、A社からの業務請負収入金額は、原告の事業所得に係る収入であると認められるので、これが原告の事業所得に係る総収入金額に算入されるのは当然である。

また、原告は、本件各更正処分に関し必要経費については争わないので（なお、原告は、かつては本件各更正処分に関し必要経費の一部を争う旨の主張をしていたが、その後、当該主張を全て撤回した。第7回口頭弁論調書参照）、本件において必要経費は被告主張のとおりと認められる。

エ 以上によれば、上記の原告の主張は、理由がなく、採用することはできない。

4 争点（3）（本件調査において本件調査結果説明がされず、本件調査担当者からは本件指摘事項に基づく説明がされたことから、原告の本件各年分の「課税される総所得金額」は、本件指摘事項記載の金額に基づき算出されることになるか。）について

（1）原告は、本件調査において本件調査結果説明がされず、本件調査担当者からは本件指摘事項（甲19、37、40。なお、本件指摘事項に記載の日付は平成28年1月27日であ

る。)に基づく説明がされたのであるから、原告が説明を受けた本件指摘事項の範囲でのみ課税処分がされるべきである旨主張する。

前記認定事実(2)イのとおり、本件調査担当者が、平成28年1月27日、丙税理士に対し、本件整理表(乙70)を提示した上で、同日までの調査において把握した問題点を説明したことは認められるが、本件調査担当者が、原告に対し、本件指摘事項に基づき説明をしたと認めるに足りる証拠はない。ただし、本件整理表の内容と本件指摘事項の内容がおおむね同一であることからすると、前記認定事実(2)イのとおり、本件調査担当者から本件整理表に基づいて問題点等の説明を受けるとともに本件整理表の内容を書き写すなどした丙税理士が、原告に説明するために本件整理表の記載内容を基に本件指摘事項を作成し、原告に対し、本件指摘事項を交付した上で、上記の本件調査担当者から説明を受けた問題点を説明したと推認される。

もともと、前記認定事実(2)イのとおり、本件整理表及び本件指摘事項は、本件調査担当者が、本件調査が継続中であった平成28年1月27日において、それまでに行った調査により同日時点で把握していた問題点や、同日時点で把握していた事実関係に基づいて暫定的に算出した金額等を記載したもの、又は、その記載と同様の内容を記載したものにすぎないのであって、本件整理表及び本件指摘事項に記載された金額等は、原告の納付すべき税額を確定的に示すものではない。そして、その後も本件調査担当者と原告の関与税理士との間でカードの使用明細書についての検討等が続けられたこと(前記認定事実(2)ウ)、原告が本件調査結果説明の日程調整の過程で経費性の検討結果が明らかになっていないのに本件調査を終了することについて抗議したこと(前記認定事実(3)ア、ウ、オ及びカ)を踏まえると、原告も本件整理表ないし本件指摘事項をもって本件調査担当者の最終判断であると受け止めていなかったことが認められる。

いずれにせよ、原告の主張は前提において誤りがあるから採用することができない。

(2) 仮に原告主張のとおり、本件調査担当者から原告に対して本件指摘事項に基づく説明がされたとしても、その説明どおりに課税処分がされるべきであるとの原告の主張は失当である。

すなわち、通則法は、国税を納付する義務が成立する場合には、その成立と同時に特別の手續を要しないで納付すべき税額が確定する国税を除き、国税に関する法律の定める手續により、その国税についての納付すべき税額が確定されるものとする旨規定し(15条1項)、国税についての納付すべき税額の確定の手續については、申告納税方式(納付すべき税額が納税者のする申告により確定することを原則とし、その申告がない場合又はその申告に係る税額の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかった場合その他当該税額が税務署長又は税関長の調査したところと異なる場合に限り、税務署長又は税関長の処分により確定する方式)又は賦課課税方式(納付すべき税額がもっぱら税務署長又は税関長の処分により確定する方式)のいずれかの方式によるものとする旨規定している(16条1項)。これらの規定に照らせば、税務調査をした国税局の職員の納税義務者に対する説明により納付すべき税額が確定することは現行法の下ではあり得ないのであって、本件調査担当者が原告に対し本件指摘事項に基づく説明をしたとしても、当該説明により原告が納付すべき税額が確定するわけではない。

以上によれば、上記の原告の主張は採用することができない。

(3) 上記の原告の主張は、本件調査担当者が原告に本件指摘事項に基づく説明をした以上、本

件指摘事項の範囲を超えて課税処分をするのは信義則に反するという主張とも解し得るので、検討する。

租税法規に適合する課税処分について信義則の法理の適用による違法を考え得るのは、納税者間の平等公平という要請を犠牲にしてもなお当該課税処分に係る課税を免れしめて納税者の信頼を保護しなければ正義に反するといえるような特別の事情が存する場合でなければならぬと解されるところ（最高裁昭和62年10月30日第三小法廷判決・裁判集民事152号93頁参照）、前記のとおり、本件整理表及び本件指摘事項は、本件調査担当者が、本件調査継続中の段階で把握していた問題点や、その段階で把握していた事実関係に基づいて算出した金額等を記載したもの等にすぎず、原告もこれを本件調査担当者による最終判断とは受け止めていなかったことが認められる。本件において、上記の特別の事情は認められない。

そうすると、上記の原告の主張を上記のように解したとしても、本件各処分が信義則に反することを理由として違法となることはない。

したがって、この点に関し、本件各処分に違法はない。

#### 5 本件各処分の適法性

以上説示したところに弁論の全趣旨を総合すれば、原告が平成24年分の所得税について納付すべき税額は、別紙「被告の主張する本件各処分の適法性」記載1（1）エのとおり328万6300円であり、原告が平成25年分の所得税等について納付すべき税額は、同別紙記載1（2）エのとおり2733万8000円であり、原告が平成26年分の所得税等について納付すべき税額は、同別紙1（3）エのとおり3088万2800円であると認められ、これらの金額は、いずれも本件各更正処分における納付すべき税額（別表2「課税の経緯（所得税等）」の「更正処分等」の各年分の「納付すべき税額」欄参照）を下回らないから、本件各更正処分は適法である。

また、本件各更正処分は適法であるところ、本件各更正処分に伴って賦課されるべき各過少申告加算税の額は、同別紙記載3のとおりである（平成24年分の過少申告加算税につき479万8500円、平成25年分の過少申告加算税につき403万8000円、平成26年分の過少申告加算税につき459万3500円）と認められ、本件各賦課決定処分における各過少申告加算税の額（同別表の「更正処分等」の各年分の「過少申告加算税の額」欄参照）と同額であるから、本件各賦課決定処分はいずれも適法である。

したがって、本件各処分はいずれも適法である。

#### 第4 結論

よって、原告の請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 森鍵 一

裁判官 田辺 暁志

裁判官 立仙 早矢

## 被告の主張する本件各処分 of 適法性

## 1 本件各更正処分 of 根拠

## (1) 平成24年分

ア 総所得金額 (別表3-1「平成24年分 (所得税)」欄の順号①) 9601万9995円  
上記金額は、本件事業に係る事業所得 of 金額 (別表3-1「平成24年分 (所得税)」欄の順号②) と同額であり、次の (ア) of 金額から (イ) of 金額を控除した金額である。

(ア) 総収入金額 (別表4-1「被告主張額」欄の順号①) 3億2115万3098円  
上記金額は、①原告が請求書 of 内容を手書きでまとめたノート (乙19)、②原告が売上先に対して発行した請求書 (乙20)、③原告が売上先から受領した売上金を管理するために作成した売上げの一覧表 (乙21、22)、④売上金 of 入金状況を管理していた一覧表 (乙23)、⑤原告と取引のある金融機関が作成した原告の口座への入金状況を示す資料 (甲26の1から甲26の6まで) (以下、この①から⑤までを併せて「本件各収入関係資料」という。) のほか、本件調査等により把握した事項に基づき算出した平成24年分 of 本件事業に係る収入金額 of 総額であり、その内訳は別表6-1ないし6-7のとおりである。

(イ) 必要経費 of 金額 (別表4-1「被告主張額」欄の順号⑧) 2億2513万3103円  
上記金額は、①「H24 仕訳帳」、「H25 仕訳帳」及び「H26 仕訳帳 仮」と題する各データファイル (甲12から14まで参照)、②必要経費 of 支払先からの請求書及び領収書並びに③従業員の勤務表 (乙24) (以下、この①から③までを併せて「本件各経費関係資料」という。) のほか、本件調査等により把握した事項に基づき算出した平成24年分 of 本件事業に係る必要経費 of 各金額 of 合計額であり、その内訳は、別表4-1の項目⑧ (「被告主張額」欄 of 金額)、別表6-4及び6-5 (いずれも「為替差損 of 合計金額」欄 of 金額)、別表9-1ないし9-14並びに別表12-1の順号17の「被告主張額」の「合計」欄のとおりである。

イ 所得控除 of 額の合計額 (別表3-1「平成24年分 (所得税)」欄の順号③)  
199万6412円  
上記金額は、本件平成24年分確定申告書に記載された所得控除 of 額の合計額 (乙1・1枚目②欄) と同額である。

ウ 課税される総所得金額 (別表3-1「平成24年分 (所得税)」欄の順号④)  
9402万3000円  
上記金額は、前記ア of 総所得金額9601万9995円から前記イ of 所得控除 of 額の合計額199万6412円を控除した金額 (ただし、通則法118条1項 of 規定により1000円未満 of 端数を切り捨てた後 of 金額である。後記(2)ウ及び(3)ウについて同じ。) である。

エ 納付すべき税額 (別表3-1「平成24年分 (所得税)」欄の順号⑧)  
3286万6300円  
上記金額は、次の (ア) of 金額から (イ) of 金額を差し引いた後 of 金額 (ただし、通則法119条1項 of 規定により100円未満 of 端数を切り捨てた後 of 金額である。) である。

(ア) 課税される総所得金額に対する税額 (別表 3-1 「平成 24 年分 (所得税)」欄の順号⑤) 3481万3200円

上記金額は、前記ウの課税される総所得金額 9402万3000円に所得税法 (平成 25 年法律第 5 号による改正前のもの。以下、本条本項につき同じ。) 89 条 1 項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

(イ) 所得税の源泉徴収税額 (別表 3-1 「平成 24 年分 (所得税)」欄の順号⑦) 194万6806円

上記金額は、本件事業に係る報酬等の受領に際し、源泉徴収されるべき所得税の金額の合計額であり、その内訳は別表 6-1 の「源泉徴収されるべき所得税の金額」欄のとおりである。

(2) 平成 25 年分

ア 総所得金額 (別表 3-1 「平成 25 年分 (所得税等)」欄の順号①) 7994万1376円

上記金額は、本件事業に係る事業所得の金額 (別表 3-1 「平成 25 年分 (所得税等)」欄の順号②) と同額であり、次の (ア) の金額から (イ) の金額を控除した金額である。

(ア) 総収入金額 (別表 4-2 「被告主張額」欄の順号①) 3億2415万1161円

上記金額は、本件各収入関係資料のほか、本件調査等により把握した事項に基づき算出した平成 25 年分の本件事業に係る収入金額の総額であり、その内訳は別表 7-1 ないし 7-6 のとおりである。

(イ) 必要経費の金額 (別表 4-2 「被告主張額」欄の順号⑧) 2億4420万9785円

上記金額は、本件各経費関係資料のほか、本件調査等により把握した事項に基づき算出した平成 25 年分の本件事業に係る必要経費の各金額の合計額であり、その内訳は、別表 4-2 の項目⑧ (「被告主張額」欄の金額)、別表 7-4 及び 7-5 (いずれも「為替差損の合計金額」欄の金額)、別表 10-1 ないし 10-14 並びに別表 12-2 の順号 17 の「被告主張額」の「合計」欄のとおりである。

イ 所得控除の額の合計額 (別表 3-1 「平成 25 年分 (所得税等)」欄の順号③) 202万9473円

上記金額は、本件平成 25 年分確定申告書に記載された所得控除の額の合計額 (乙 2・1 枚目②欄) と同額である。

ウ 課税される総所得金額 (別表 3-1 「平成 25 年分 (所得税等)」欄の順号④) 7791万1000円

上記金額は、前記アの総所得金額 7994万1376円から前記イの所得控除の額の合計額 202万9473円を控除した金額である。

エ 納付すべき税額 (別表 3-1 「平成 25 年分 (所得税等)」欄の順号⑧) 2733万8000円

上記金額は、次の (ア) 及び (イ) の各金額の合計額から (ウ) の金額を差し引いた後の金額 (ただし、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法 (以下「復興財源確保法」という。) 24 条 2 項の規定により 100 円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。後記 (3) エについて同じ。) である。

(ア) 課税される総所得金額に対する税額 (別表 3-1 「平成 25 年分 (所得税等)」欄の順

号⑤) 2836万8400円

上記金額は、前記ウの課税される総所得金額7791万1000円に所得税法89条1項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

(イ) 復興特別所得税額 (別表3-1「平成25年分(所得税等)」欄の順号⑥)

59万5736円

上記金額は、復興財源確保法13条の規定により、前記(ア)の課税される総所得金額に対する税額2836万8400円に100分の2.1を乗じて計算した金額である。

(ウ) 所得税及び復興特別所得税 (以下「所得税等」という。)の源泉徴収税額 (別表3-1「平成25年分(所得税等)」欄の順号⑦)

162万6064円

上記金額は、本件事業に係る報酬等の受領に際し、源泉徴収されるべき所得税等の金額の合計額であり、その内訳は別表7-1の「源泉徴収されるべき所得税等の金額」欄のとおりである。

(3) 平成26年分

ア 総所得金額 (別表3-1「平成26年分(所得税等)」欄の順号①)

8749万0122円

上記金額は、本件事業に係る事業所得の金額 (別表3-1「平成26年分(所得税等)」欄の順号②)と同額であり、次の(ア)の金額から(イ)の金額を控除した金額である。

(ア) 総収入金額 (別表4-3「被告主張額」欄の順号①) 3億2148万8810円

上記金額は、本件各収入関係資料のほか、本件調査等により把握した事項に基づき算出した平成26年分の本件事業に係る収入金額の総額であり、その内訳は、別表8-1ないし8-7のとおりである。

(イ) 必要経費の金額 (別表4-3「被告主張額」欄の順号⑧) 2億3399万8688円

上記金額は、本件各経費関係資料のほか、本件調査等により把握した事項に基づき算出した平成26年分の本件事業に係る必要経費の各金額の合計額であり、その内訳は、別表4-3の項目⑧(「被告主張額」欄の金額)、別表8-4及び8-5(いずれも「為替差損の合計金額」欄の金額)、別表11-1ないし11-14並びに別表12-3の順号17の「被告主張額」の「合計」欄のとおりである。

イ 所得控除の額の合計額 (別表3-1「平成26年分(所得税等)」欄の順号③)

221万9105円

上記金額は、本件平成26年分確定申告書に記載された所得控除の額の合計額196万8845円(乙3・1枚目⑤欄)に、所得税法73条1項に規定する医療費控除の額25万0260円(別表5の2の表の順号⑦)を加算した金額である。

ウ 課税される総所得金額 (別表3-1「平成26年分(所得税等)」欄の順号④)

8527万1000円

上記金額は、前記アの総所得金額8749万0122円から前記イの所得控除の額の合計額221万9105円を控除した金額である。

エ 納付すべき税額 (別表3-1「平成26年分(所得税等)」欄の順号⑧)

3088万2800円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の各金額の合計額から(ウ)の金額を差し引いた後の金額である。

(ア) 課税される総所得金額に対する税額 (別表 3-1 「平成 26 年分 (所得税等) 欄の順号 ⑤)

3 1 3 1 万 2 4 0 0 円

上記金額は、前記ウの課税される総所得金額 8 5 2 7 万 1 0 0 0 円に所得税法 8 9 条 1 項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

(イ) 復興特別所得税額 (別表 3-1 「平成 26 年分 (所得税等)」欄の順号⑥)

6 5 万 7 5 6 0 円

上記金額は、復興財源確保法 1 3 条の規定により、前記 (ア) の課税される総所得金額に対する税額 3 1 3 1 万 2 4 0 0 円に 1 0 0 分の 2. 1 を乗じて計算した金額である。

(ウ) 所得税等の源泉徴収税額 (別表 3-1 「平成 26 年分 (所得税等)」欄の順号⑦)

1 0 8 万 7 0 9 2 円

上記金額は、本件事業に係る報酬等の受領に際し、源泉徴収されるべき所得税等の金額の合計額であり、その内訳は別表 8-1 の「源泉徴収されるべき所得税等の金額」欄のとおりである。

## 2 本件各更正処分の適法性

被告が本訴において主張する本件各年分における原告の所得税又は所得税等の納付すべき税額は、前記 1 のとおり、平成 24 年分が 3 2 8 6 万 6 3 0 0 円、平成 25 年分が 2 7 3 3 万 8 0 0 0 円、平成 26 年分が 3 0 8 8 万 2 8 0 0 円であるところ、上記各金額は、いずれも本件各更正処分における所得税又は所得税等の各納付すべき税額 (別表 2 の「更正処分等」の各年分の「納付すべき税額」欄) を上回るから、本件各更正処分はいずれも適法である。

## 3 本件各賦課決定処分の根拠

前記 2 において述べたとおり、本件各更正処分はいずれも適法であるところ、原告が本件各更正処分により新たに納付すべきこととなった税額の計算の基礎となった事実のうち、同更正処分前における税額の計算の基礎とされていなかったことについて、通則法 (平成 28 年法律第 15 号による改正前のもの。以下、本条につき同じ。) 6 5 条 4 項に規定する「正当な理由」があると認められるものはない。

したがって、本件各更正処分に伴い、原告に対し賦課される通則法 6 5 条 1 項の規定による本件各年分の過少申告加算税の額は、同項及び同条 2 項に基づき計算した金額となること、被告が本訴において主張する原告の本件各年分の過少申告加算税の額は、次の (1) から (3) までのとおりである。

(1) 平成 24 年分の過少申告加算税の額 (別表 3-2 「平成 24 年分 (所得税)」欄の順号⑬)

4 7 9 万 8 5 0 0 円

上記金額は、次のア及びイの各金額の合計額である。

ア 通常分の過少申告加算税の額 (別表 3-2 「平成 24 年分 (所得税)」欄の順号⑨)

3 2 3 万 3 0 0 0 円

上記金額は、通則法 6 5 条 1 項の規定に基づき、原告が本件平成 24 年分更正処分により新たに納付すべき税額 3 2 3 3 万円 (ただし、通則法 1 1 8 条 3 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨てた後のもの。別表 3-2 「平成 24 年分 (所得税)」欄の順号⑦) に 1 0 0 分の 1 0 の割合を乗じて計算した金額である。

イ 加重分の過少申告加算税の額 (別表 3-2 「平成 24 年分 (所得税)」欄の順号⑫)

1 5 6 万 5 5 0 0 円

上記金額は、通則法65条2項の規定に基づき、原告が本件平成24年分更正処分により新たに納付すべき税額3233万7300円（別表3-2「平成24年分（所得税）」欄の順号③）のうち、原告の平成24年分の所得税に係る期限内申告税額に相当する金額102万3326円（通則法65条3項2号の規定に基づき、前記1（1）エ（イ）の源泉徴収税額194万6806円から本件平成24年分確定申告書における還付金の額92万3480円（乙1・1枚目④欄）を控除した金額）と50万円のいずれか多い金額である102万3326円を超える部分に相当する税額3131万円（ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。別表3-2「平成24年分（所得税）」欄の順号⑩）に100分の5の割合を乗じて計算した金額である。

- (2) 平成25年分の過少申告加算税の額（別表3-2「平成25年分（所得税等）」欄の順号⑬）  
403万8000円

上記金額は、次のア及びイの各金額の合計額である。

- ア 通常分の過少申告加算税の額（別表3-2「平成25年分（所得税等）」欄の順号⑨）

271万1000円

上記金額は、通則法65条1項及び復興財源確保法24条4項の規定に基づき、原告が本件平成25年分更正処分により新たに納付すべき税額2711万円（ただし、通則法118条3項及び復興財源確保法24条6項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。後記（3）アにおいて同じ。別表3-2「平成25年分（所得税等）」欄の順号⑦）に100分の10の割合を乗じて計算した金額である。

- イ 加重分の過少申告加算税の額（別表3-2「平成25年分（所得税等）」欄の順号⑫）

132万7000円

上記金額は、通則法65条2項及び復興財源確保法24条4項の規定に基づき、原告が本件平成25年分更正処分により新たに納付すべき税額2711万8200円（別表3-2「平成25年分（所得税等）」欄の順号③）のうち、原告の平成25年分の所得税等に係る期限内申告税額に相当する金額57万7667円（通則法65条3項2号及び復興財源確保法24条4項の規定に基づき、前記1（2）エ（ウ）の源泉徴収税額162万6064円から本件平成25年分確定申告書における還付金の額104万8397円（乙2・1枚目④欄）を控除した金額）と50万円のいずれか多い金額である57万7667円を超える部分に相当する税額2654万円（ただし、通則法118条3項及び復興財源確保法24条6項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。後記（3）イにおいて同じ。別表3-2「平成25年分（所得税等）」欄の順号⑩）に100分の5の割合を乗じて計算した金額である。

- (3) 平成26年分の過少申告加算税の額（別表3-2「平成26年分（所得税等）」欄の順号⑬）  
459万3500円

上記金額は、次のア及びイの各金額の合計額である。

- ア 通常分の過少申告加算税の額（別表3-2「平成26年分（所得税等）」欄の順号⑨）

308万円

上記金額は、通則法65条1項及び復興財源確保法24条4項の規定に基づき、原告が本件平成26年分更正処分により新たに納付すべき税額3080万円（別表3-2「平成26年分（所得税等）」欄の順号⑦）に100分の10の割合を乗じて計算した金額である。

イ 加重分の過少申告加算税の額（別表３－２「平成２６年分（所得税等）」欄の順号⑫）

１５１万３５００円

上記金額は、通則法６５条２項及び復興財源確保法２４条４項の規定に基づき、原告が本件平成２６年分更正処分により新たに納付すべき税額３０８０万２７００円（別表３－２「平成２６年分（所得税等）」欄の順号③）のうち、原告の平成２６年分の所得税等に係る期限内申告税額に相当する金額５２万９５９８円（通則法６５条３項２号及び復興財源確保法２４条４項の規定に基づき、前記１（３）エ（ウ）の源泉徴収税額１０８万７０９２円から本件平成２６年分確定申告書における還付金の額５５万７４９４円（乙３・１枚目④欄）を控除した金額）と５０万円のいずれか多い金額である５２万９５９８円を超える部分に相当する税額３０２７万円（別表３－２「平成２６年分（所得税等）」欄の順号⑩）に１００分の５の割合を乗じて計算した金額である。

#### ４ 本件各賦課決定処分の適法性

被告が本訴において主張する原告の本件各年分の所得税又は所得税等に係る過少申告加算税の額は、前記３のとおり、平成２４年分が４７９万８５００円、平成２５年分が４０３万８０００円、平成２６年分が４５９万３５００円であるところ、上記の各金額は、いずれも本件各賦課決定処分の額（別表２の「更正処分等」の各年分の「過少申告加算税の額」欄）と同額であるため、本件各賦課決定処分はいずれも適法である。

以上

## 課税の経緯(所得税等)

(単位:円)

項目		区分	確定申告	更正処分等	審査請求	裁 決
平成 24 年 分	年 月 日		平成25年3月13日	平成30年1月24日	平成30年3月30日	平成31年3月26日
	総所得金額		5,792,336	92,388,852	全部取消し	棄却
	内訳	事業所得	5,792,336	92,388,852		
	所得控除額の合計		1,996,412	1,996,412		
	源泉徴収税額		1,254,980	1,946,806		
	納付すべき税額		△ 923,480	31,413,900		
	過少申告加算税の額			4,798,500		
年 月 日		平成26年3月17日	平成30年1月24日	平成30年3月30日		
平成 25 年 分	総所得金額		5,960,076	76,835,757	全部取消し	棄却
	内訳	事業所得	5,960,076	76,835,757		
	所得控除額の合計		2,029,473	2,029,473		
	源泉徴収税額		1,414,425	1,626,064		
	納付すべき税額		△ 1,048,397	26,069,900		
	過少申告加算税の額			4,038,000		
	年 月 日		平成27年3月16日	平成30年1月24日		
平成 26 年 分	総所得金額		6,464,904	85,929,826	全部取消し	棄却
	内訳	事業所得	6,464,904	85,929,826		
	所得控除額の合計		1,968,845	2,219,105		
	源泉徴収税額		1,039,099	1,087,092		
	納付すべき税額		△ 557,494	30,245,300		
	過少申告加算税の額			4,593,500		

(注) 「納付すべき税額」欄の△印は、還付金の額に相当する金額を示す。

## 所得税及び復興特別所得税の金額

(単位:円)

項 目	順号	平成24年分 (所得税)	平成25年分 (所得税等)	平成26年分 (所得税等)
総所得金額	①	96,019,995	79,941,376	87,490,122
本件事業に係る事業所得の金額	②	96,019,995	79,941,376	87,490,122
所得控除の額の合計額	③	1,996,412	2,029,473	2,219,105
課税される総所得金額 (①-③) 〔1,000円未満切捨て〕	④	94,023,000	77,911,000	85,271,000
課税される総所得金額に対する税額	⑤	34,813,200	28,368,400	31,312,400
復興特別所得税額 (⑤×0.021)	⑥	-	595,736	657,560
源泉徴収税額	⑦	1,346,806	1,626,064	1,087,092
納付すべき税額 (⑤+⑥-⑦) 〔100円未満切捨て〕	⑧	32,866,300	27,338,000	30,882,800

(注) ①欄の金額は、本件事業に係る事業所得の金額(②欄)と同額であり、その計算根拠等は別表4-1ないし4-3のとおりである。

## 所得税及び復興特別所得税に係る過少申告加算税の金額

(単位:円)

項 目	順号	平成24年分 (所得税)	平成25年分 (所得税等)	平成26年分 (所得税等)	
納付すべき税額 〔本件各更正処分〕	①	31,413,900	26,069,900	30,245,300	
納付すべき税額 〔確定申告〕	②	△ 923,480	△ 1,048,397	△ 557,494	
加算税(通常分)の対象となる税額 (①-②) 〔100円未満切捨て〕	③	32,337,300	27,118,200	30,802,700	
期限内申告税額	④	1,023,326	577,667	529,598	
④の金額と50万円のうちいずれか多い方の金額	⑤	1,023,326	577,667	529,598	
加算税(加重分)の対象となる税額 (③-⑤)	⑥	31,313,974	26,540,533	30,273,102	
通常分	加算税の基礎となる金額 (③) 〔10,000円未満切捨て〕	⑦	32,330,000	27,110,000	30,800,000
	加算税の割合	⑧	10%	10%	10%
	加算税の額	⑨	3,233,000	2,711,000	3,080,000
加重分	加算税の基礎となる金額 (⑥) 〔10,000円未満切捨て〕	⑩	31,310,000	26,540,000	30,270,000
	加算税の割合	⑪	5%	5%	5%
	加算税の額	⑫	1,565,500	1,327,000	1,513,500
過少申告加算税の額 (⑨+⑫)	⑬	4,798,500	4,038,000	4,593,500	

(注) 1 「納付すべき税額(確定申告)」欄の△印は、還付金の額に相当する金額を示す。

2 順号④の「期限内申告税額」とは、源泉徴収税額(別表3-1順号⑦)から各年分の還付金の額(本表順号②)に相当する税額を控除した後の金額である(通則法65条3項2号)。

## 本件事業に係る事業所得の計算根拠（平成24年分）

（単位：円）

項目	平成24年分		被告主張額の内訳	
	更正処分	被告主張額		
総収入金額	①	322,413,098	321,153,098	別表6-1ないし6-7のとおり（別表8-4及び6-5は「為替差益の合計金額」欄の金額）。
租税公課	②	206,200	206,200	別表9-1とおり。
旅費交通費	③	5,213,644	5,213,644	別表9-2のとおり。
通信費	④	3,391,019	3,358,749	別表9-3のとおり。
接待交際費	⑤	325,931	325,931	別表9-4のとおり。
広告宣伝費	⑥	2,938,751	2,938,751	別表9-5のとおり。
消耗品費	⑦	3,887,937	3,887,937	別表9-6のとおり。
減価償却費	⑧	55,132	55,132	甲2の1・2枚目「減価償却費の計算」欄のとおり。
給料賃金	⑨	83,306,310	83,306,310	別表9-7のとおり。
外注工賃	⑩	109,367,630	109,299,630	別表9-8のとおり。
地代家賃	⑪	8,278,916	2,686,420	別表9-9のとおり。
利子割引料	⑫	468,340	468,340	別表9-10のとおり。
福利厚生費	⑬	172,519	172,519	別表9-11のとおり。
リース料	⑭	330,763	1,132,386	別表12-1の順号17の「被告主張額」の「合計」欄のとおり。
法定福利費	⑮	3,504,786	3,504,786	別表9-12のとおり。
為替差損・値引き	⑯	400,655	400,655	別表6-4及び6-5「為替差損の合計金額」欄の金額）並びに別表9-13のとおり。
雑費	⑰	8,175,713	8,175,713	別表9-14のとおり。
必要経費計 （②～⑰の合計）	⑱	230,024,246	225,133,103	
事業所得（①～⑱）		92,388,852	96,019,995	

## 本件事業に係る事業所得の計算根拠（平成25年分）

（単位：円）

項目	平成25年分		被告主張額の内訳	
	更正処分	被告主張額		
総収入金額	①	325,411,161	324,151,161	別表7-1ないし7-6のとおり（別表7-4及び7-5は「為替差益の合計金額」欄の金額）。
租税公課	②	175,800	175,800	別表10-1のとおり。
旅費交通費	③	4,514,208	4,514,208	別表10-2のとおり。
通信費	④	3,429,963	3,262,929	別表10-3のとおり。
接待交際費	⑤	146,234	146,234	別表10-4のとおり。
広告宣伝費	⑥	7,046,185	7,046,185	別表10-5のとおり。
消耗品費	⑦	2,978,658	2,978,658	別表10-6のとおり。
減価償却費	⑧	48,109	48,109	甲2の2・2枚目「減価償却費の計算」欄のとおり。
給料賃金	⑨	80,097,971	80,097,971	別表10-7のとおり。
外注工賃	⑩	117,512,949	115,960,559	別表10-8のとおり。
地代家賃	⑪	12,139,916	7,243,556	別表10-9のとおり。
利子割引料	⑫	429,379	429,379	別表10-10のとおり。
福利厚生費	⑬	275,430	275,430	別表10-11のとおり。
リース料	⑭	4,785,736	7,035,901	別表12-2の順号17の「被告主張額」の「合計」欄のとおり。
法定福利費	⑮	5,230,625	5,230,625	別表10-12のとおり。
為替差損・値引き	⑯	531,364	531,364	別表7-4及び7-5（「為替差損の合計金額」欄の金額）並びに別表10-13のとおり。
雑費	⑰	9,232,877	9,232,877	別表10-14のとおり。
必要経費計 （②～⑰の合計）	⑱	248,575,404	244,209,785	
事業所得（①～⑱）		76,835,757	79,941,376	

## 本件事業に係る事業所得の計算根拠（平成26年分）

（単位：円）

項目	平成26年分		被告主張額の内訳	
	更正処分	被告主張額		
総収入金額	①	322,775,810	321,488,810	別表8-1ないし8-7のとおり（別表8-4及び8-5は「為替差益の合計金額」欄の金額）。
租税公課	②	180,500	180,500	別表11-1のとおり。
旅費交通費	③	3,785,182	3,785,182	別表11-2のとおり。
通信費	④	2,412,560	1,811,111	別表11-3のとおり。
接待交際費	⑤	152,902	152,902	別表11-4のとおり。
広告宣伝費	⑥	3,345,067	3,345,067	別表11-5のとおり。
消耗品費	⑦	1,290,566	1,290,566	別表11-6のとおり。
減価償却費	⑧	40,407	40,407	甲2の3・2枚目「減価償却費の計算」欄のとおり。
給料賃金	⑨	82,165,008	82,165,008	別表11-7のとおり。
外注工賃	⑩	112,233,032	112,233,032	別表11-8のとおり。
地代家賃	⑪	13,485,778	7,867,971	別表11-9のとおり。
利子割引料	⑫	375,646	375,646	別表11-10のとおり。
福利厚生費	⑬	56,831	56,831	別表11-11のとおり。
リース料	⑭	2,882,013	6,253,973	別表2-3の順号17の「被告主張額」の「合計」欄のとおり。
法定福利費	⑮	5,347,431	5,347,431	別表11-12のとおり。
為替差損・値引き	⑯	360,098	360,098	別表8-4及び8-5（「為替差損の合計金額」欄の金額）並びに別表11-13のとおり。
雑費	⑰	8,732,963	8,732,963	別表11-14のとおり。
必要経費計 （②～⑰の合計）	⑳	236,845,984	233,998,688	
事業所得（①-⑱）		85,929,826	87,490,122	

平成24年分  
リース料に係る双方主張額

項号	社名	物件名	原付 番号	区分	物件	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計		
1	C 株式会社 プリンタ	複合機 プリンタ	R22/4	①	複合機	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	431,950	
					複合機	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	535,500
					複合機															
2	I	複合機	R24/10	②	複合機										93,450	93,450	93,450	186,900		
					複合機													5,618	33,705	39,323
3	I	複合機	R24/11	③	複合機													0		
					複合機															0
4	I	複合機	合計 (物件D以外の④の合計)	C	複合機	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	99,068	127,155	801,623	
					複合機	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	99,450	722,400
5	D	複合機	R25/4	④	複合機													0		
					複合機															0
6	I	複合機	R26/2	⑤	複合機													0		
					複合機															0
7	I	複合機	R28/4	⑥	複合機													0		
					複合機															0
8	I	複合機	R29/4	⑦	複合機													0		
					複合機															0
9	D	複合機	合計 (物件D以外の④の合計)	D	複合機	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
					複合機	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	F	ビジネスフォン	R32/2	⑧	ビジネスフォン													0		
					ビジネスフォン															0
11	F	ビジネスフォン	R32/4	⑨	ビジネスフォン													0		
					ビジネスフォン															0
12	F	複合機	合計 (物件D以外の④の合計)	F	複合機	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
					複合機	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13	I	複合機	合計 (物件D以外の④の合計)	I	複合機	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	99,068	127,155	801,623	
					複合機	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	99,450	722,400
14	I	複合機	合計 (物件D以外の④の合計)	I	複合機	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	99,068	127,155	801,623	
					複合機	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	53,550	99,450	722,400
15	I	複合機	R30/3	⑩	複合機	10,710	10,710	10,710	10,710	10,710	10,710	10,710	10,710	10,710	10,710	10,710	10,710	107,100		
					複合機	10,710	10,710	10,710	10,710	10,710	10,710	10,710	10,710	10,710	10,710	10,710	10,710	10,710	107,100	
16	I	複合機	合計 (物件D以外の④の合計)	I	複合機													223,663		
					複合機															223,663
17	I	複合機	合計 (物件D以外の④の合計)	I	複合機													1,132,386		
					複合機															1,053,163

株式会社Gに係る平成24年分の支払明細は別表13-1のとおり。

(注) 1 番号5の「必要経費戻入額」欄の括弧書きの金額は、本件各更正処分において必要経費に算入されている金額を表す。  
2 番号14の各金額は、番号13の各金額から番号5の「必要経費戻入額」欄の括弧書きの金額を控除した金額である。

リース料に係る双方主帳簿

年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計
1													0
2													0
3													0
4													0
5													0
6													0
7													0
8													0
9													0
10													0
11													0
12													0
13													0
14													0
15													0
16													0
17													0

株式会社 G

(注) 1. 期号5の「必要経費戻入額」欄の活通書の金額は、本件各更正処分において必要経費に算入されている金額を表す。  
 2. 期号14の各金額は、期号13の各金額から期号5の「必要経費戻入額」欄の括弧書きの金額を控除した金額である。



別表5～11-14、13-1～13-3 省略